

福生市まちづくりに資する 寄附金（ふるさと納税）

11月1日から30日までの間に仲間光人様・仲間正司様、田村徹様、吉村春彦様、吉村徳司郎様、吉村大三郎様ほか匿名で2名の方から1,005万円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。寄附金は、



（平成25年度累計29件：1,171万1,531円）
【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535

年金だより

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などの老齢や退職を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

このうち「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方は、所得税を源泉徴収することになります。

源泉徴収票は平成25年1月から12月の間に「老齢年金」を受け取られている方全員へ、平成26年1月に日本年金機構から送付されます。

年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収された所得税の還付を受けるときに、この源泉徴収票を添付する必要があります。

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎ 539・2061または☎ 539・2062

あります。

源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができませんので、ねんきんダイヤル・年金事務所までお問い合わせください。

※「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

【問合せ】ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について

年末調整及び確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額に関する電話での問い合わせは、個人情報保護の観点からお受けしていません。

納付額を確認される場合は、身分証明書（運転免許証や住民基本台帳カード等、本人の顔写真が添付された書類）を持参し、担当

窓口にお越しください。

なお、納税義務者と別世帯の方が来庁される場合は、身分証明書に加え、納税義務者からの委任状（様式不問）が必要です。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767、介護福祉課 ☎ 551・1764

12月の納税のお知らせ

12月は固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。1月6日（月）までに納めてください。

口座振替は1月6日（月）の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。
【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

12月は オール東京滞納 STOP強化月間です

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています



東京都と福生市、そして都内区市町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。



東京都 一致団結 未納

平成 24 年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします

平成 24 年度決算は、平成 21 年度からの 3 年連続赤字決算が 4 年ぶりに黒字となりました。これは、当初予算の段階で 7 億 8 千万円の予算不足を埋めるための赤字補てんがされていましたが、それでも予算額が不足する見込みとなり、最終的には 9 億 224 万 6 千円の赤字の補てんを行い、結果的に黒字となったもので、依然として苦しい運営の状況は変わっていません。

＜平成 24 年度決算の傾向＞

平成 24 年度は、歳出の保険給付費（医療費等の現物給付と現金給付との合計額）が、前年度比較で 0.3%（約 1,465 万円）増加し、前年より小幅な伸び率を示しました（前年度 5.4%）。これは、医療別で単価と件数の増減があったことが要因と見られています。また、歳入の保険税収入は 1.1%（約 1,400 万円）の増にとどまっています。

＜加入世帯・被保険者数の状況＞

平成 25 年 3 月末現在、加入世帯数は 12,048 世帯、被保険者数は 19,590 人で、市全体に占める割合は、世帯数が約 42% で被保険者数が約 33% となっています。

＜歳入・歳出及び財源状況＞

●歳入（図 1）

被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約 20% です。また、一般会計から国保会計へ繰り入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約 16% にのぼり、この繰入金には、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払いの不足額を補うための赤字補てんが含まれています。

●歳出（図 2）

被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行う『保険給付費』は、支出全体の約 65.3% を占めます。また、後期高齢者支援金等（後期高齢者医療保険制度に用いられる財源）は 14.5%、介護給付費納付金（介護保険制度に用いられる財源）は 6.0% です。※現物給付とは、医療機関で受診する際の給付で、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費負担を除いた残りの医療費のことです。これは、国保会計から医療機関へ支払われます。※現金給付とは、被保険者へ現金で支給されるもので、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の 7 割分が支給されるなど、国保会計から被保険者に後日現金で支払われるものです。

●医療費一人当たり財源内訳（図 3）

円グラフ中央の数字は、24 年度中に国民健康保険特別会計から支払った被保険者一人当たりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が 216,000 円、退職被保険者（被扶養者も含む）が 279,000 円です。

▼国民健康保険被保険者の皆さんへ

平成 24 年度の歳入部分の国民健康保険税は約 13 億 4,039 万 4 千円ですが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成 24 年度現年度保険税のみでは約 12 億 824 万 6 千円になります。本来見込まれていた収入予定額（調定額）は 24 年度現年分のみで約 13 億 7,966 万 6 千円で、収入予定額から実収入額を引くと約 1 億

7,142 万円という金額が出てきます。この金額が 24 年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の 86.0% から平成 24 年度は 87.6% で、1.6 ポイントの上昇です。

もし 1 億 7,142 万円が納付されていけば、24 年度は一般会計からの純粋な財源不足（赤字）補てん額は約 9 億 224 万 6 千円なので、財源不足（赤字）補てん額は約 7 億 3 千万円で済んでいたことになります。

●納付にご協力

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう『互助の精神』の実践が国民健康保険制度の維持につながります。なお、納期内納付が困難なときは、ご相談にも応じています。

●「後発（ジェネリック）医薬品に関するお知らせ」を通知します

「ジェネリック医薬品差額通知のお知らせ」を年 3 回お送りしています。これは先発薬からジェネリック医薬品に変えた場合の差額が 100 円以上になる方に通知しています。

通知には現在の使用薬品、一日分の使用料・院内外の処方区分、現在使用している薬の自己負担額と、その薬をジェネリック医薬品に変更した場合の節減額が表示されています。ジェネリック医薬品の利用については、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

●保険証の医療機関への提示について

保険証は医療機関等で保険適用の医療行為や調剤を受ける場合、必ず提示してください。保険証を提示しない場合や有効期限の過ぎた保険証を医療機関に提示した場合、保険適用による医療が受けられない場合がありますのでご注意ください。

【問合せ】保険年金課 ☎ 551・1640

図 1・歳入

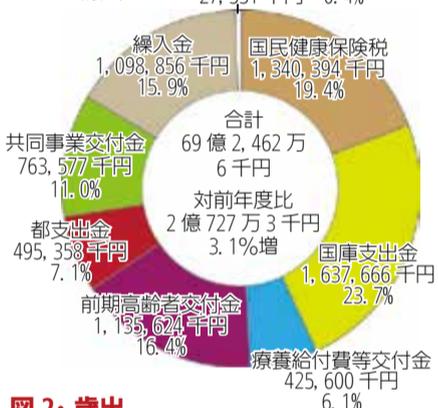


図 2・歳出

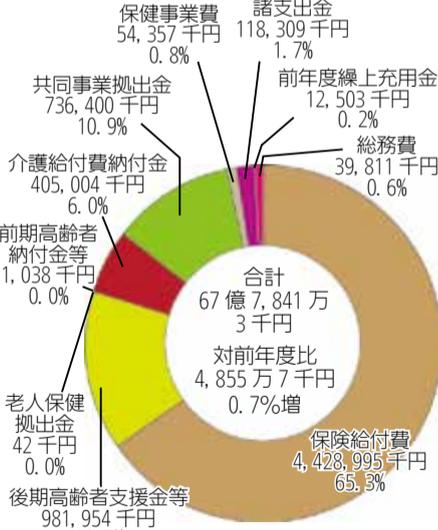
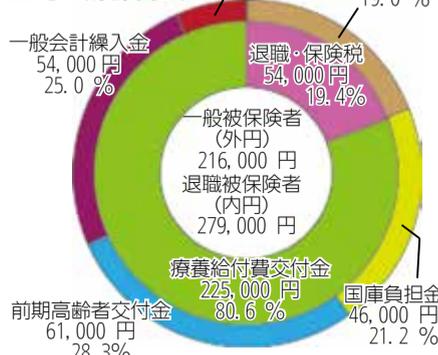


図 3・医療費一人当たり財源内訳



【飲酒運転は絶対にやめましょう】飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転は絶対にやめましょう。また、飲酒をした人に車を貸す、飲酒をした人の車に同乗する、車で来た人に酒類を提供するなどの行為も重大な犯罪です。【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691